

## <65歳以上のダブルワーク 雇用保険の活用を！>

FPネットワーク神奈川会員 山宮達也

2021年4月施行の高齢者雇用安定法では70歳までの就業確保措置が努力義務化されました。

今後65歳以降も働く方が増えていくと予想されます。今までの仕事にとらわれずにいろいろな仕事にまだまだチャレンジできる年代です。本年1月より65歳以上の方を対象に、複数事業所で働く場合にそれぞれの事業所では雇用保険対象外の働き方であっても、一定の要件を満たせば雇用保険に加入できるようになりました。この制度をマルチジョブホルダー制度と言います。今回はこの制度について少し触れていきたいと思えます。

### ■ マルチジョブホルダー制度の概要

対象者は複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者になります。そのうちの2つの事業所の勤務を合わせて一定の加入要件を満たす場合にマルチジョブホルダー制度が適用されます。

手続は、それぞれの事業主の協力を得て必要な書類（マルチ雇入届）を完成して、本人が居住地を管轄するハローワークに申出を行うこととされています。通常の雇用保険の加入手続きは事業主が行います。ところがこの制度は2つの事業所を含めて労働時間を把握する必要があります。たとえば、A事業所とB事業所で働いていたとします。A事業所ではB事業所の所定労働時間を把握することはできません。逆も同様です。したがって、一つの事業所で所定労働時間についてすべてを把握してハローワークに届出するのは困難なので、本人が申請手続きすることとしているのが特徴です。

申請が終わると特例的に雇用保険の被保険者（以下「マルチ高年齢被保険者」といいます。）となることができます。

### ■ マルチ高年齢被保険者の適用要件について

以下の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- 1) 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること。
- 2) 2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

**NPO法人 FPネットワーク神奈川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

# カルチャークラブ

ただし、それぞれの事業所の1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であるものに限ります。

3) 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること。

なお、雇用保険に加入できるのは2つの事業所までです。

## ■失業した時の給付はどうなるのでしょうか

例えばA事業所、週10時間勤務、B事業所、週15時間勤務とします。A事業所およびB事業所を同時に退職したとしますと、それぞれの事業所にマルチ喪失届と離職票の発行を依頼し、発行してもらった分を本人が居住地管轄のハローワークに提出します。

ハローワークでは2事業所のマルチ喪失届と離職票を確認して、要件を満たせば高年齢求職者給付金(一時金)が支給されます。被保険者であった期間1年未満なら給付金日額の30日分、1年以上であれば50日分の一時金が給付されます。また、1事業所だけ退職した場合も受給が可能です。

## ■労災時の給付はどうなるのでしょうか

65歳以上に限らず、A事業所、B事業所の複数事業所で働いていた場合に、A事業所で労災が発生して休業したとしても2020年の8月までは労災が起きたA事業所労働分のみで休業補償の算定が行われていました。もしB事業所の方が給与水準が高く、この収入が生活費のメインだった場合、このB事業所分はまったく加味されないで、働く側にとっては不利益な制度でした。2020年9月以降は、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に休業補償が決定されるようになりました。これで安心してダブルワークで働けるようになりました。

## ■まとめ

マルチジョブホルダー制度は被雇用者本人が手続きをしなくてはならないという煩雑さがありますが、自分自身の働きやすい選択ができる制度ともいえます。労災時の補償も手厚くなりましたので、制度を活用されてぜひご自身に合った働き方を見つけてシニアのワークライフバランスを実現させてみてはいかがでしょうか。

**NPO法人 FPネットワーク神奈川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp